

参加  
無料

令和3年度

福岡県日常生活自立支援事業

生活支援員

養成研修会

1/15(土)

総合福祉センター  
3階 小会議室

### 日常生活自立支援事業とは

社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いする事業です。

### 生活支援員とは

社会福祉協議会の職員と協力しながら、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方への支援を行います。

### 生活支援員の支援内容

- ◇利用者への生活費の定期的なお届け
- ◇福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃の支払いの代行
- ◇利用者とのコミュニケーションなど

会場：大野城市曙町2-3-2

時間：9:30~12:00（受付：9:00より）

内容：「日常生活自立支援事業の概要について」  
「大野城市社会福祉協議会の状況報告について」

対象：生活支援員に関心のある方  
生活支援員として活動いただける方

定員：20名（※定員に達し次第締め切らせていただきますので、予めご了承ください）

申込：お電話にて

締切：令和4年1月12日（水）まで

主催：社会福祉法人 大野城市社会福祉協議会  
申込・問い合わせ先：権利擁護課

☎092-572-7700